

## 千葉県消費生活審議会運営要領

### 第1 趣旨

この要領は、千葉県消費生活条例施行規則（平成18年7月1日施行）第27条に基づき千葉県消費生活審議会（部会を含む）の運営その他必要な事項を定めるものとする。

### 第2 会議及び議事録について

- 1 千葉県消費生活審議会においては、審議の透明性の向上を図る観点から、会議は原則として公開とし、議事録を公表するものとする。
- 2 会長（部会長）が必要と認めるときは、会議を非公開とするものとする。この場合において、非公開理由を明らかにし、議事録に代えて議事要旨を公表するものとする。

### 第3 議事録の確定

議事録においては、会議出席者の確認を経た後、会長（部会長）の承認を受けるものとする。

### 第4 会議の傍聴

傍聴者は、別に定める傍聴要領を遵守するものとする。

この取り扱いは、平成12年9月4日から実施する。

この取り扱いは、平成18年7月1日から実施する。

この取り扱いは、平成27年2月19日から実施する。